

ドバイ強制健康保険制度の施行迫る

2014年11月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、
部課名およびメールアドレスが変更と
なりました。

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Sheikh Zayed Road,
Tel: +971 4 384 4000

Fax: +971-4-384-4004

E-mail：mero@clydeco.ae

كليرد وكو
CLYDE & CO

ドバイ強制保険制度の第1段階の施行日が迫っています。2014年10月31日以降、社員が1,000人を超える雇用主は、同制度の必要条件に従い、全社員へ健康保険を提供しなければなりません。ドバイ強制健康保険制度は、2月13日に発布された2013年法第11号(健康保険法)により、今年初めに制定されました。同制度の詳細は、施行規則により明らかにされるものと見込まれていました。

しかし、施行規則はいまだに制定されていません。一方、ドバイ保険局(以下「DHA」)は、市場参加者に対し、積極的に必要条件について情報を提供しています。

昨年末、DHAは、保険金の支払者(保険者やTPA¹)を対象とした説明会を開催し、その後、支払者から寄せられた質問に対する回答を発表しています。今年初めにDHAは、同制度の施行へ向けて準備中の雇用主のために雇用主情報パック(2014年10月1日改訂)を発行し、それに続き、雇用主を対象とした説明会を開催しました。

近頃、DHAは数々のジェネラル・サーキュラーおよび政策方針を配布しましたが、これらは、健康保険制度に関し、DHAが提供した初めての情報です。

雇用主パック

雇用主パックは、健康保険法および強制健康保険制度に関し、役立つ情報を集約した案内書として発行され、健康保険法が定める必要条件と、同制度の実施方法に関する詳細が載せられています。ただし雇用主パックは情報資料でしかないため、法的効力はありません。DHAは、保険者、TPA、仲介業者など、市場のサービスプロバイダーを介して、雇用主らへ同パックを配布しています。

雇用主パックは、強制健康保険制度の構造に関し、法律で定められていない詳細についても記載しています。保険者は、次の二つのカテゴリーに分類されます。:

(i) DHA許可取得者

(ii) “参加保険者”(PI)のステータスが認められた者

PIには、低所得労働者(月収が4,000UAEディルハムを下回る労働者)(LSB)プールへの特別アクセス権が与えられています。しかし、被保険者は、自由にLSBプールのために、一保険者と契約を結び、残りの被雇用者のために、non-IPと契約を結ぶことができます。雇用主パックには、健康保険引受許可を有する保険会社(HIP)43社とPI7社の一覧も含まれます。

DHAは、PIステータスの申請受付を再開する予定です。これにより、ほかの保険者に、来年度へ向けてPIステータスの取得申請の機会が与えられることになります。

¹ 保険会社に代わって保険業務の一部を受託している保険代行者(Third Party Administrator)

健康保険法は、ドバイ住民に発行される医療保険ポリシーはすべて、最低限の補償を提供する必要があると定めていますが、その内容に関する詳細は明らかにされていません。よって、現在のところ、ドバイ政府が法的に義務付ける補償範囲は存在しません。代わりに DHA が、さまざまな説明会や雇用主パックを用いて、基本補償プラン（EBP）の詳細を伝えています。雇用主パックは、資料 A に、EBP の最低補償レベルと、免責が認められる危険について明らかにしています。補償範囲が EBP を超える健康保険は、強化保険商品とみなされます。追加される利益には以下の事柄があげられます。:

- 低い共同保険
- 追加補償（歯科、眼科など）
- 広範囲な地域補償
- 高い年間累計補償限度
- 高い二次限度
- 少ない免責危険
- 幅広い健康保険者のネットワーク

雇用主パックによると、低所得労働者（LSB）の EBP は、PI からのみ購入が可能ですが、DHA の健康保険許可（HIP）が与えられた non-PI 保険者も、PI と DHA が認可する促進協定を結び、PI と適切な保険契約を結ぶ支援を被保険者に提供することが可能です。DHA は、EBP の保険料を被保険者一人につき年間 500~700UAE ディルハムと定めています。PI は、EBI 保険料を基準レート（インデックス・レート）として報告する必要があり、そのインデックス・レートから上下 25 UAE ディルハム内の幅で保険料を設定しなければなりません。インデックス・レートは、毎年 9 月末に翌年分の変更を申請することが可能です。DHA は、保険料幅を PI との協議の上で設定するという姿勢は変えていません。今のところ、強化保険商品の保険料に対する制限はありません。しかし、2015 年の保険料およびサービス料の申請に対する規則が DHA により制定されるものと見込まれます。

EBP の必要条件についても、いずれ法制が整えられるものと見込まれます。

最新の雇用主パックはさらに、雇用主の報告義務について紹介しています。

雇用主は、個々の被保険者に関する一定の情報を保険者に報告する義務があり、保険者は、その情報を DHA のポータルウェブサイト eClaimslink 上の個人登録にアップロードしなければなりません。これは、DHA と居住・外国人登録総局（GDRFA）間の連携体制を築くことを目的としています。今後 2 年間のうちに、就労ビザおよび居住ビザは、DHA の電子記録で被保険者として登録されていない個人には付与されなくなります。

今後のDHAからの情報提供

DHAは、今後、以下の方法で情報を提供する予定である旨を、明らかにしています。:

- 政策方針 (Policy Directives)

政策方針は、遵守すべき方針、例えば、苦情処理手続きに含むべき事柄や、最低補償レベルや実施方法など、法で定められた具体的な条件についてまとめられた報告書となります。

- 基準通告 (Standard Notices)

基準通告は、例えば、報告基準、業務運営基準、カスタマーサービス基準など、満たすべき具体的な基準を明確にするものとなります。

- 手続きに関する通告 (Procedural Notices)

手続きに関する通告は、許可申請や報告手順など、従うべき手続きの詳細を具体的に示すものとなります。

- ジェネラル・サーキュラー

ジェネラル・サーキュラーは、一般的な情報を伝達する手段として使われます。これら伝達手段は、強制健康保険制度の実施のために必要な追加情報を提供するために用いられます。ただし、これらは、法律や規則ではないため、法的効力はありません。これらは、DHAが意図する同制度の実施方法を明らかにする実務に関するガイドラインといえるでしょう。

恐らく、これらガイドラインが示す同制度の概要は、ドバイ政府が発布する法律で法制化されるものと思われます。

ジェネラル・サーキュラー

DHAは、これまでに二度、ジェネラル・サーキュラーを配布しています。第1のサーキュラーは、DHAの保険基金局からの伝達事項をまとめたもので、第2のサーキュラーは、自己資金スキームやほかの問題に関する情報です。

2014年ジェネラル・サーキュラー第1号は、市場へ向けてDHAが提供する上記四種類の情報資料について説明するために発行されました。

これら情報は、DHAのリストに掲載された保険者、TPA、仲介業者、健康保険提供者として任命/登録された個人の連絡先(単一連絡先)にEメールで送付されます。

保険者、TPA、仲介業者は、連絡先の詳細が最新のものであることを確実にし、社内関

係者に情報を伝えることを確実にしなければなりません。

提供情報が、機密事項、重要事項、緊急事項である場合、受領通知が求められます。これら情報はすべて、近々、ウェブサイト www.isahd.ae で閲覧可能となりますが、まだ整っていません。ポータルウェブサイトの利用者に特に関係する手続きや技術に関する事柄については、引き続き Claimslink で情報を得ることができます。

2014年のジェネラル・サーキュラー第2号は、自己資金スキーム（つまり非保険加盟者）に関する問題、LSB 労働者の保険、最低補償条件の実施についてまとめるとともに、法律の精神にそぐわない販売促進活動に関する DHA の見解を示しています。主な指針の概要は以下のとおりです。:

- 新たに自己資金スキームを設けてはならない（既存の自己資金スキームは政策方針第2号の対象となる）。
- 2015年1月以降に設けられる新保険スキームはすべて、雇用主の実施日にかかわらず、EBP 補償基準を順守しなければならない。
- PI に限り、雇用主の実施日にかかわらず、LSB 労働者の新規ポリシーを発効することができる（ただし、これは、政策方針第2号の対象となる既存のポリシーは例外）。

政策方針

2014年政策方針第1号は、苦情処理に関し DHA が求める必要条件と基準を明らかにしています。すべての保険者および TPA は、正式に書面による苦情処理手続きを定める必要があります。すべての苦情は（カテゴリーなど）最低限の詳細とともに記録されなければなりません。DHA は、自動化されたシステムによる記録が望ましいとしています。また苦情主について、特定できる社員や苦情上申処理などが明らかでなければなりません。最低限の報告義務と追加条件についても方針で説明されています。

2014年政策方針第2号は、すべての健康保険契約が満たすべき最低補償条件について示しています。強制健康保険制度の実施スケジュール（第1、第2、第3段階）は変わりませんが、ポリシーが EBP 最低補償条件を満たさねばならない期限が変更されています。

最低補償条件を満たすということは、つまりポリシーの補償範囲が EBP の最低補償レベル以上であり、免責危険が EBP の設ける免責事項以外に免責される危険がないことを意味します。変更のあった条件の概要は以下のとおりです。:

- 2015年1月以降に発効される新規保険ポリシーはすべて、EBPの最低補償条件を満たさねばならない。
- 第1段階、既存ポリシーは（新メンバーが追加された場合も含め）、2014年10月31日の開始期限以降最初の更新日まで（および12カ月以内）にEBP最低補償条件を満たさなければならない。
- 第1段階、non-IPとの既存ポリシーがLSB労働者を補償する場合、2014年10月31日の開始期限以降、最初の更新日までは有効。
- 第2、第3段階、既存ポリシーは（新メンバーが追加された場合も含め）、2015年6月30日の開始期限以降、最初の更新日まで（および12カ月以内）にEBP最低補償条件を満たさなければならない。つまり、2016年6月30日の最終期日までに、すべての被保険者は、EBPの最低補償条件を満たす健康保険に加入することになる。
- 第2、第3段階、non-IPとの既存ポリシーがLSB労働者を補償する場合、2015年6月30日の開始期限以降、最初の更新日までは有効。
- 既存の自己資金スキームは、もとの実施日に従い、被保険スキームに変更されなければならない。

市場への影響

実施規則による健康保険法の詳細はいまだ制定されていませんが、それによりDHAの実施期日が遅延することはないようです。DHAは、市場へ向けた情報提供は説明会と情報資料により行っています。正式な情報告知によるより体系的な取り組みで、新制度は大きく前進し、これらがウェブサイト www.isahd.ae で閲覧できるようになれば、市場全体にとって非常に有益です。これまでDHAは、被保険者への情報提供は、保険者、TPA、仲介業者からの伝達に頼っていましたが、この方法では、必ずしもうまく情報が行き渡るわけではありませんでした。

保険者と被保険者は、近頃配布されたジェネラル・サーキュラーと政策方針により、実施期日が変更されたことに留意しなければなりません。強制健康保険制度そのもの（第1、第2、第3段階）の施行日に変更はありませんが、保険契約（新規、既存のいずれも）がEBP最低補償条件を満たさねばならない期限は変更されています。ポリシーがEBPの最低補償条件を満たす期限を延期することで、DHAは、保険者の実施期限を大幅に変更しました。保険者は、社内計画とスケジュールを見直し、必要に応じ改正

し、第2段階、第3段階の対象となるポリシーが、変更期日に間に合うように、EBPの最低補償条件を満たすことを確実にしなければなりません。

また、近頃配布されたジェネラル・サーキュラーと政策方針は、実施日に先駆けて、締結できる契約の種類や、保険者が被保険者に提供できるポリシーの種類を制限する意図もあります。特に自己資金スキームに対するDHAの姿勢は、TPA、仲介業者および団体被保険者にとって不利なものと思われます。中には、暫定的・実施前の契約締結を検討した方がよい保険者、被保険者もいるでしょう。

保険者、TPA、仲介業者は、苦情処理手続きが、政策方針第1号の示す必要条件を満たすことを確実にしなければなりません。ほとんどの保険者やTPAは、今年早くにHIPへ申請したことにより、苦情処理手続きもおおむね適切に整っているものと思われます。

しかし、既存ポリシーおよび手続きについては、その内容を見直した上で、政策方針第1号に則るよう必要に応じて改正が必要となります。

DHAは近頃、健康保険仲介業者向けに説明会を開催し、以下の必要条件を示しました：

- ドバイで健康保険のアドバイスを提供、あるいは販売する仲介業者はすべて、健康保険仲介許可(HIIP)を取得しなければならない。
- ドバイで健康保険のアドバイスを提供、あるいは販売する仲介会社に勤める個人はすべて、認可健康保険代理人(PHIR)として登録しなければならない。

2014年12月1日からDHAのオンライン申請システムが開始され、仲介業者は、2014年12月31日までに申請を完了しなければなりません。不完全な申請は棄却され、棄却後、再申請の機会はありません。受領された申請は2015年1月に審査され、その後まもなく結果が通知されます。

HIIP取得への前提条件として、仲介業者は連邦保険局の認可を有さなければなりません。DHAに未登録で許可を受けていない仲介業者は、ドバイで仲介業務を行うことはできません。第三者管理機関に対しては既に、保険者とともに満たすべき登録条件が設けられています。

ジェネラル・サーキュラーおよび各政策方針が提示する必要条件の詳細については、それぞれの資料本文をご参照ください。上記は必要条件のまとめにすぎません。

Clyde & Co は現在、強制健康保険制度に伴う法的必要条件に関し、ドバイの保険業におけるすべてのセクターおよび雇用主へ向けにアドバイスを提供しています。

お問い合わせ

本記事に関し、さらに詳しい情報をお求めの方は、下記担当者へお問い合わせください。:

Wayne Jones、パートナー

E: wayne.jones@clydeco.com

Allison Beirne、シニアアソシエイト

E: allison.beirne@clydeco.com

Clyde & Co LLP PO Box 7001

Level 15, Rolex Tower

Sheikh Zayed Road

Dubai, United Arab Emirates

T: +971 4 384 4000

F: +971 4 384 4004

Clyde & Co は、本記事の内容に基づき行動する、あるいは行動を差し控えた結果生じる損害に対し、一切責任を負いません。Clyde & Co LLP は、英国およびウェールズに登録する有限責任事業組合で、弁護士規制局の取り締まりを受けています。QFC 事務所は QFCA の認可済み。Clyde & Co LLP の提携事務所である Abdulaziz A. Al-Bosaily 法律事務所はリヤドで認可を受けています。ライセンスの詳細は <http://www.albosailylawoffice.com> をご覧ください。